



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	特別区長会が実施・奨励している特別区全国連携プロジェクトの一環として行うものである。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略上の国内交流の方向性に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	各地域の活性化支援の観点から、区が積極的に補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	近隣地域のみでの実施に留まるなど、事業規模の縮小・廃止や発展の阻害が懸念される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報、ホームページ等でも広く募集し、誰でも申請可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助金の交付申請、決定、額の確定等の手続について、要綱の規定に則り決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	住民主導の交流を推進していくため、奨励的観点から補助金の交付が効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	様々な地域交流の継続や促進を支援することにより、地域との関係性の構築や活性化を図ることができる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	事業規模に応じた金額を支出する予定であり、これによる団体の負担軽減は交流の継続・発展を喚起できる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	補助事業は、区民が参加する交流事業を対象としており、交流の活性化により、更に広い範囲での効果還元が期待できる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	要綱を根拠とした公益上必要な事業であり、法令等に抵触しない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業計画書及び実績報告書の提出を義務付けており、補助目的との合致を確認する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	事業計画書及び実績報告書の提出を義務付けており、適正な会計処理等の確認を行う。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(予算)			
交付(見込み)件数	10			
決算(予算)額	1,000			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	1,000			
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

### 5 課題及び今後の方向性

本補助事業は、28年度に特別区長会が交付する特別区全国連携プロジェクト関連事業助成金を活用して実施した事業の補助対象等を拡充して行うものである。  
 実施に当たっては、様々な団体、事業が交付を受けられるよう周知方法、募集時期等を継続的に検討していく必要がある。